平成２９年（再イ）第６９号
岡山市北区辰巳25番地102　エバンス202号
再生債務者　山本　佳男
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月１日まで
平成30年４月９日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１３号
青森県五所川原市字錦町11番地14
再生債務者　千葉　道太
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月５日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２９年（再イ）第２２号
山口県宇部市大字東岐波1046番地４
再生債務者　木原　　徹
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月９日　山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（再イ）第５８号
鹿児島県鹿児島市東坂元３丁目35番９号
再生債務者　岩元　一真
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号
札幌市清田区清田10条４丁目16番28号
再生債務者　早勢　潤一
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月14日から平成30年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再ロ）第３号
札幌市北区新琴似１条８丁目16番５号
再生債務者　池端　英明
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月14日から平成30年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再ロ）第１号
神奈川県足柄上郡山北町山北215番地11
再生債務者　中野　周一
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月14日から平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成３０年（再ロ）第２号
広島市西区井口４丁目21番29―１号
再生債務者　四茂野孝浩
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月11日から平成30年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第９号
名古屋市緑区緑花台240番地の１
再生債務者　近藤　照章
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年４月27日まで
平成30年４月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再ロ）第１号
長野県上水内郡飯綱町大字赤塩195番地６
再生債務者　野口　　均
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月１日まで
平成30年４月９日
長野地方裁判所民事部再生係

平成３０年（再ロ）第１号
堺市西区浜寺南町１丁３番地10
再生債務者　五代　章子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月６日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第２号
山口県下松市桜町２丁目16番32号（前住所　山口県下松市藤光町２丁目１番７号セジュール城山102号）
再生債務者　周田　信幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月９日　山口地方裁判所周南支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第６９号
大阪府交野市星田４丁目38番８号
再生債務者　加納健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月６日
大阪地方裁判所第６民事部

財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款（平成12年12月20日制定）の一部を次のように変更する。
平成30年３月30日
財務省共済組合代表者
財務大臣　麻生　太郎

第29条第１項の表中「$\frac{5.07}{1,000}$」を「$\frac{7.46}{1,000}$」に、「$\frac{36.75}{1,000}$」を「$\frac{36.85}{1,000}$」に、「$\frac{40.57}{1,000}$」を「$\frac{40.47}{1,000}$」に、「$\frac{10.14}{1,000}$」を「$\frac{14.92}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.07}{1,000}$」を「$\frac{7.46}{1,000}$」に、「$\frac{40.57}{1,000}$」を「$\frac{40.47}{1,000}$」に改め、同条第３項中「あり、「$\frac{36.75}{1,000}$」とあり、及び「$\frac{40.57}{1,000}$」とあるのは「$\frac{1.20}{1,000}$」を「あるのは「$\frac{1.21}{1,000}$」と、「$\frac{36.85}{1,000}$」とあるのは「$\frac{1.21}{1,000}$」と、「$\frac{40.47}{1,000}$」とあるのは「$\frac{1.21}{1,000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。
2　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。